

いつもありがとうございます。日本マクドナルドの創業者・藤田田（でん）さんの習慣は耳の裏を洗うことでした。耳の裏にはビジネスのツボがあり、清潔にすることで商売のセンスが磨かれると確信していたそうです。これはユダヤ人が5千年もの間、密かに続けてきたことだとか。成功者は自分なりの習慣を持ち、それを貫き通す人が多いようです。

痛快! えだまめ君 画:ほりひろみ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【領収書などの紙の書類をデータで保存】

日々、増える領収書や契約書といった紙の書類を、どのように保管していますでしょうか。実はこうした紙の書類を「デジタルデータに変換して保存」することができる制度があるのです。それは「スキャナ保存制度」といって、一定の要件に従ってデータを保存すれば、紙の書類は処分することができる制度です。これにより書類を保管するスペースが不要になり、災害などで被害にあった場合には大事な書類を紛失するリスクも低くなります。この制度は10年以上前からありますが、要件が厳しくほとんど利用されていませんでした。しかし、2015年の税制改正で要件が大幅に緩和され、これまでより使いやすい制度に変わりました。主な改正点は、3万円以上の領収書や契約書なども制度の対象になった点や、デジタル化した日時を証明するタイムスタンプがあれば、電子署名の付与は不要になった点などでしょう。タイムスタンプとは、電子データがある時刻に確実に存在していたことを証明する電子的な時刻証明書です。領収書や契約書などの書類がたくさんある場合には、スキャナで読み取る手間がかかります。またタイムスタンプが利用できる環境を整える必要もあります。改により使いやすい制度にはなりましたが、これまでの手間や費用などを比較検討して利用する必要がありそうです。



田邊繁雄の～税務コラム～

知っとこ!

『固定資産税：遊休農地に係る課税の軽減（平成28年度税制改正）』

先月に引き続き、固定資産税のお話です。

農地の所有者が、「遊休農地」と見込まれる農地を含め所有する全ての農地に農地中間管理事業のための賃借権等（設定期間10年以上）を新たに設定した農地につきましては、固定資産税の課税標準額が最初の3年間は1/2となる特例措置が創設されています。つまり、この3年間は固定資産税が軽減される制度です。また、当該設定期間が15年以上の場合は5年間軽減されます。

平成28年4月1日以後の権利設定から実施される新しい制度ですので、軽減される時期や税額の詳細は、市町村の固定資産税担当課にお問い合わせください。ちなみに、遊休農地を含め農地の集積・集約化を推進し、農業の生産コストの低減を目的としているのが「農地中間管理事業」で、農地の『出し手（貸付希望者）』と『受け手（借受希望者＝認定農業者等）』の橋渡し役の組織が「農地中間管理機構」です。

今回ご紹介した固定資産税の軽減制度は、「農地中間管理機構」を介して賃借権等を設定した場合に適用されるものです。『出し手』の方には、別途手続きにより、市町村から「農地集積に係る協力金」が支払われることがあるようですから、これを機会に、今後の農業経営についてご検討してみたいかがでしょうか。

社員のひとこと日記



熱かったリオ・オリンピックも終わり9月となりました。

2016年があと4か月で終わるなんて・・・

1年はあっという間ですね。

9月の第3月曜日は「敬老の日」ということで、少し日本の高齢化について書きたいと思います。毎年、内閣府より「高齢社会白書」という年次報告書が公表されています。それによりますと、2060年（45年経過後）には2.5人に1人が65歳以上になると推計されています。高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）が1.3人となるのです。平均寿命も現在でも上がってきていますが、そのころには女性の平均寿命は90歳を超える見込みとか・・・すごいです。そのころにはどんな政策が打ち出され、どんな社会になっているのか想像もつきませんが、私もばりばりの高齢者になっております。

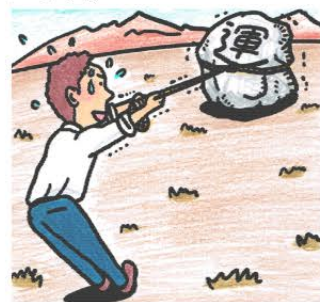
長い老後を楽しく過ごすために、とりあえず確定拠出年金と運動を始めようかな?? 竹長 操

365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【幸せの種をまこう】

人の成功を素直に喜べないことは誰にでもあるでしょう。そんなとき「あいつは運が良かっただけさ」とか、「今回は俺に運が向いてこなかった」などと自分を慰めてみても後味は悪いものです。

マーフィーの法則によれば、運は均等にあるそうです。「この世に運のいい人も、悪い人も存在しません。ただひとついえることは、運を引き寄せられる人と引き寄せられない人がいるだけで、運は均等にあります」。たとえ自分に都合の悪いことがあっても「運」のせいにするのではなく、良い結果が後からついてくるような行動にシフトしてみませんか。今から100年以上前に、イギリスの作家ジェームズ・アレンが『「原因」と「結果」の法則』という本を書きました。成功哲学の祖デール・カーネギーにも大きな影響を与えた人です。その本にはこう書かれています。



「私たちがこれまで考えてきたこと（原因）が、私たちが、いまの環境（結果）に運んできたのです」。つまり毎日の仕事は「原因という種まき」ともいえます。商売で成果が出たとしたら成果が出るような種をまいたということで、運が良かったわけではない。失敗も運のせいではなく、まいた種に問題があったから。商売の浮き沈みを原因と結果の法則に当てはめるとこうなるのではないのでしょうか。原因があつて



結果がある。至って当たり前のことですが、100年も前からいわれていることがちゃんと実践できていないから、つい運のせいにしてしまうのでしょうか。原因は目の前にあるとは限りません。いつまいたか忘れてしまったような種が思わぬときに芽を出すこともあります。思うような結果にならないときは謙虚に結果を受け入れて、次は「良い結果」に結びつくような種をまく。この繰り返しを「仕事」と呼ぶのかもしれませんが。同書にはこうも書かれています。

「自分の環境を直接はコントロールできないかもしれませんが、自分の思いは完璧にコントロールできます」。やはりすべては自分次第というわけですね。